

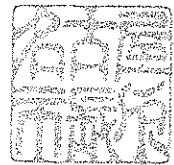
行政文書一部公開決定通知書

30 観名保第 98 号
平成 30 年 9 月 11 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年7月30日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書
の
名
称

- 2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料として
 - ①名古屋城天守閣整備事業 基本計画書 (概要編・資料編・図面編)
 - ②平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見 (平成30年3月提出)
 - ③平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見への追加回答
 - ④平成30年3月 復元検討委員会での報告に対する意見への回答
 - ⑤2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料
- 2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書として
 - ⑥復命書 (名古屋城総合事務所長以下5名分)
 - ⑦復命書 (ナゴヤ魅力向上担当部長分)
- 2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるものとして
 - ⑧2018年7月20日 文化庁打ち合わせメモ
- 2018年7月26日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書として
 - ⑨復命書 (名古屋城総合事務所長分)
- 2018年7月26日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるものとして
 - ⑩市長国家提案【文化庁】<平成30年7月26日(木)>面会記録
 - ⑪市長国家提案【文化庁】<平成30年7月26日(木)>メモ

行政文書の
公開の日時
及び場所

日 時

平成30年9月12日
午前 午後 時

場 所

市民情報センター (市役所西庁舎1階)

行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	<p>●公開請求のあった文書のうち支出命令書については、作成又は取得しておらず不存在のため非公開とします。 ※今回非公開とした『支出命令書』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。</p> <p>●名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当 公開請求のあった文書の内容のうち、黒塗り部分につきましては、当該情報が公開されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。</p>
備 考	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 (⑦以外について) TEL 052-231-2481</p> <p>同局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室 (⑦について) TEL 052-972-2406</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。